



水土里ネット宮川用水

宮川用水土地改良区

発行所
宮川用水土地改良区
三重県伊勢市河崎1丁目11-8
●管理課 管 理 係 ☎ 0596-28-6155
施 設 係 ☎ 0596-28-6155
工 事 係 ☎ 0596-28-6156
●総務課 賦課徴収係 ☎ 0596-28-6157
総 務 係 ☎ 0596-28-6177
● <http://miyagawayousui.or.jp> <印刷>
● e-mail info@miyagawayousui.or.jp (有)ミナミ印刷

[宮川用水土地改良区](#)[検 索](#)

●宮川用水土地改良区総代選挙について

詳細は4ページをご覧ください。

任期満了に伴う総代選挙を実施します。

●令和7年度 賦課金及び決済金について

詳細は5・8・9ページをご覧ください。

令和7年度の賦課金額及び決済金額が決まりました。

●県営事業及び土地改良区の事業について

詳細は10・11ページをご覧ください。

宮川用水管内で実施中の工事実施状況等です。

●防災訓練の実施について

詳細は12ページをご覧ください。

図上訓練及び実地訓練を行いました。

●SMS (ショートメールサービス) の開始について

詳細は14ページをご覧ください。

携帯電話やスマートフォンに通水状況等をお知らせします。

理事長挨拶



理事長 奥山伊助

宮川用水土地改良区の組合員の皆さまには、平素から当土地改良区の運営はもとより、事業の推進等にご理解とご協力を賜り心より感謝申し上げます。

去年は、高温やゲリラ豪雨など異常気象が続く中、様々な災害が発生しました。元旦の能登半島地震、とりわけ、8月8日に発生した宮崎県日向灘を震源とする地震では、初めて南海トラフ地震臨時情報「巨大地震注意」が発表されたことにより、当土地改良区においても「第二次非常配備体制」を発令し、主要施設に要員を配備することとなりました。

幸い、期間中の大地震の発生はありませんでしたが、土地改良施設は公共性の高い施設であり、常日頃からの防災意識の継続が今後も重要であると再認識したところです。

現在、ロシアのウクライナ侵攻の長期化や中東における軍事衝突などにより、国際情勢は混沌とし、世界的な物価高騰等、様々な問題に直面しています。日本国内においても農業従事者の高齢化や担い手不足などの課題に加え、肥料や燃料など生産コストの高騰が長らく続いており、農家にとっては、大変厳しい状況にあります。

当土地改良区においても、農業水利施設に係る燃料費高騰と電気料金の値上げについては、電気料金の助成を頂きながらも、その調整に迫られました。

今後も価格高騰が予想されることから、省エネルギー化に務め、助成等の要望活動を行いながら、さらなる維持管理費軽減に向けて努力し、厳しい状況を乗り越えて参りたいと考えております。

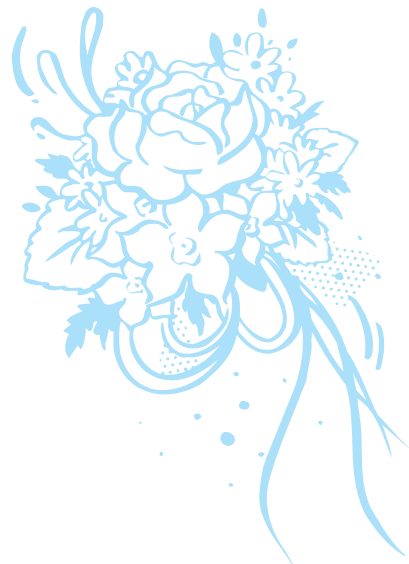
昨年、農政の基本理念や政策の方向性を示す「食料・農業・農村基本法」が25年ぶりの大幅な改正となり、「食料安全保障の確保」、「環境と調和のとれた食料システムの確立」、「農業

の持続的な発展」、そして、「農村の振興」が柱として位置づけられました。

さらに、基本法の改正を踏まえ、農業生産基盤の整備・保全に必要な施策を講じるために、土地改良法についても本年4月通常国会で改正されますが、農業所得の確保・増大はもちろんのこと農家が意欲を持ち、明るい未来像を描けるような政策を強く望むところです。

第5次男女共同参画基本計画及び土地改良長期計画において、土地改良区の女性理事の割合を10%以上にすることが成果目標に設定されたことにともない、本年3月に開催されました第69回通常総代会におきまして、員外理事として女性2名にご就任頂き、計3名の女性理事にご活躍頂くことになりました。土地改良区の運営に関して女性視点からの幅広いご意見をいただきながら、女性が活躍できる環境づくりに取り組んでまいります。

本年度も地域の基幹産業である農業の発展に向け、用水の安定供給という組合員の皆さまの負託に応えられるよう努めてまいりますので、引き続き、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。挨拶とさせていただきます。



第69回 通常総代会 祝辞



東海農政局 農村振興部長 實井 正 樹

本日ここに、宮川用水土地改良区第69回通常総代会が開催されますことを、心よりお慶び申し上げますとともに、一言御挨拶申し上げます。

奥山理事長様を始め宮川用水土地改良区の皆様方におかれましては、日頃から農業用水施設の維持管理に御尽力いただくとともに、地域農政の推進、とりわけ農業農村整備事業の推進に御理解と御支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、本日、永年勤続で表彰を受けられた総代、職員の皆様、誠におめでとうございます。長年にわたる土地改良事業への御貢献に心より敬意を表し、深く感謝申し上げます。

さて、我が国の農林水産業を取り巻く情勢が大きく変化する中、昨年6月、食料・農業・農村基本法が改正・施行されたところであり、農業生産基盤については、従来からの整備に加え保全に必要な施策を講じることが明記されました。

現在、農林水産省では、改正基本法の理念を具体化し、最初の5年間で農業の構造転換を集中的に推し進めるよう、食料・農業・農村基本計画の改定に取り組んでいるところです。

令和7年度予算につきましては、基本法の改正も踏まえ、食料安全保障の強化など農林水産業の持続的な成長を推進するため、総額2兆2,706億円の農林水産関係予算を計上し、農業農村整備事業については、水利施設の集約等を含む計画的な更新やため池の防災・減災対策等として4,464億円を計上しており、現在、

国会において審議されているところです。

さらに、土地改良法に関しましては、改正法案が2月14日に通常国会に提出されたところです。具体的には、農村人口の減少下にあっても営農や農業水利施設等の保全管理が適切に行われるよう、基幹的な農業水利施設の計画的な更新に関する措置や土地改良区と市町村等の関係者が連携して保全の取組を行う連携管理保全計画（通称「水土里ビジョン」）を法律に位置付けることとしております。

水土里ビジョンにつきましては、将来にわたって地域の良い営農環境を維持・確立するうえで必要な取組ですので、地域の農業生産基盤の保全等が図られるよう、積極的な取組をお願いいたします。

また、男女共同参画につきましては、社会のあらゆる分野で取り組みが求められている中、土地改良区におかれましても、理事に占める女性の割合を10%以上にするなど、具体的な数値目標が掲げられております。この女性理事の登用の取組は、土地改良区における組織体制の活性化を図る観点からも重要な取組でありますので、皆様の御理解と推進をお願いいたします。

東海農政局といたしましても、農業農村整備事業関連予算の確保や、各種施策の推進に努めてまいりますので、引き続き、現場の声をお届けいただくとともに、農政への御支援方よろしくお願い申し上げます。

結びに、宮川用水土地改良区の益々の御発展と、本日、御臨席の皆様方の御健勝と御活躍を祈念申し上げ、お祝いの言葉といたします。



三重県農林水産部 部長 中 野 敦 子

本日ここに、宮川用水土地改良区第六十九回通常総代会が、盛大に開催されますことを心からお慶び申し上げます。

皆さま方には、日頃より本県農政の推進に格別のご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

また先ほど永年勤続表彰を受賞されました皆さま方には、長年にわたり土地改良区運営にご尽力いただき、心から敬意を表する次第でございます。

宮川用水土地改良区におかれましては、農業水利施設の管理を通じて、宮川を中心とした伊勢平野の農地に農業用水を供給することで、農業生産のみならず、農村の有する多面的機能の維持・発揮に貢献いただき感謝申し上げます。

国においては、「食料・農業・農村基本法」が令和六年に改正され、その中で食料安全保障に向けた農業生産基盤の整備や、人口減少に対応するための農業インフラの適切な保全管理などが、重要施策として位置づけられています。

このような中、国の農業農村整備事業関係予算につ

いては、令和七年度当初予算と令和六年度補正予算を併せた総額六千五百億円が見込まれています。

本県の農業農村整備事業予算においては「三重県農業農村整備計画」に基づき、農業生産性の向上、安全・安心な農村づくり、地域の特性を生かした農村の振興を図るため、令和七年度当初予算として八十三億円が県議会で可決され、令和六年度補正予算と合わせると前年度を上回る百三十六億円が確保されました。

宮川用水管内におきましては、この予算を活用し国営事業の効果をより一層高めるため、宮川左岸地区における支線水路のパイプライン化工事を計画的に進めるとともに、令和七年度より県営事業として農業水利施設の長寿命化対策に着手し、より農業生産基盤の安定を図ってまいります。

今後、限られた予算を効率的・効果的に活用しながら、事業推進に取り組んでまいりますので、皆さま方のさらなるご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、宮川用水土地改良区の益々のご発展と、組合員の皆さま方のご活躍を祈念申し上げ、お祝いの言葉とさせていただきます。

総代選挙について

総代の任期満了に伴う選挙を行います。

令和3年度の総代選挙より、市町選挙管理委員会の管理から土地改良区の管理に変更され、宮川用水土地改良区総代選挙規程に基づき実施します。

- ・立候補の届出日時 令和7年6月11日(水) (予定) 午前8時30分から午後5時00分まで
- ・選挙期日(投票日) 令和7年6月17日(火) (予定)

※立候補者が定数を超えない場合は、無投票当選となり投票は行いません。

- ・届出場所 宮川用水土地改良区(伊勢市河崎1丁目11-8)
- ・定数 第1選挙区(伊勢市) 48人、第2選挙区(度会郡玉城町) 17人、
第3選挙区(多気郡多気町) 9人、第4選挙区(多気郡明和町) 12人、
第5選挙区(多気郡大台町) 2人
- ・任期 令和7年6月28日から令和11年6月27日まで
- ・問合せ先 宮川用水土地改良区 総務課 TEL 0596-28-6177

第69回 通常総代会 開催

令和7年3月27日(木)、伊勢市ハートプラザみその多目的ホールにおいて、第69回通常総代会が開催され、会議は奥山理事長の挨拶に続き、ご来賓の方々からご祝辞を頂きました。

その後、議長を選出し議事に入り、次の議案が審議され、原案どおり可決・承認されました。

- 第1号議案 令和6年度一般会計第2回収支補正予算の専決処分の承認について
- 第2号議案 令和6年度一般会計第3回収支補正予算の議決について
- 第3号議案 令和6年度一般会計予算繰越事業の議決について
- 第4号議案 令和6年度借入金の変更に係る事項の議決について
- 第5号議案 長期未収賦課金の欠損処分の議決について
- 第6号議案 水利施設等保全高度化事業 宮川用水1期地区・宮川用水2期地区実施計画の議決について
- 第7号議案 令和7年度施行土地改良施設維持管理適正化事業実施計画の議決について
- 第8号議案 令和7年度一般会計収支予算の議決について
- 第9号議案 令和7年度発電事業特別会計収支予算の議決について
- 第10号議案 令和7年度賦課金に関する事項の議決について
- 第11号議案 令和7年度加入金額の議決について
- 第12号議案 令和7年度借入金に関する事項の議決について
- 第13号議案 令和7年度金銭預入先金融機関の議決について
- 第14号議案 令和7年度地区除外等決済金額の議決について
- 第15号議案 宮川用水土地改良区定款の一部変更の議決について
- 第16号議案 役員の補欠選任について



役員補欠選任

このたび、欠員となっていた2名の員外理事として推薦された方々が、令和7年3月27日開催の第69回通常総代会において、総代の皆様により選任されました。(敬称略)

①理事定数26名

員外理事 中川 亜沙美(伊勢市)、 森 美江(伊勢市)

土地改良功労者表彰

土地改良区における永年のご尽力に対し、第69回通常総代会において次の方々が表彰されました。(敬称略)

- 勤続15年表彰 総代 大西 敏夫(多気町) 中尾 満(大台町)
職員 岡山 充
- 勤続25年表彰 職員 廣垣 友紀

令和7年度 賦課金額 年額 **6,400円**/10a

区分 経常賦課金 3,450円 事業賦課金 2,950円

3月27日に開催の第69回通常総代会で決定されました。

令和7年度 賦課金納付期日

●第1期 令和 7年 4月 30日 ●第2期 令和 7年10月31日

年額賦課金が10,000円以下の場合は第1期で徴収します。

賦課金の納入には口座振替が便利です

口座振替依頼書は、
土地改良区にあります
下記までお問い合わせください

1. 納付のたび、金融機関へ出向く必要がありません。
2. 期日ごとに口座振替され、納付忘れがなく確実です。
3. 手数料はかかりません。(土地改良区が負担します)

便利!

安心!

取扱金融機関（納付場所）

J A伊勢・J A多気郡(本店除く各支店)・東日本信漁連
百五銀行・三十三銀行・桑名三重信用金庫

ゆうちょ銀行 ※百五・三十三・桑名三重信は、手数料がかかります。

賦課金に関するよくあるご質問 Q&A

Q1 「用水を利用していない」「耕作放棄地になっている」このような場合でも賦課金を払わないといけないのですか？

A 賦課金は、水道のように使用量により賦課されるのではなく、施設の維持管理費や事業に係る償還金等に必要経費を地区内の農地につき、地積割で賦課されますので、賦課金をお支払いいただく必要があります。

Q2 賦課金を滞納するとどうなりますか？

A 期限内に納入できない場合、督促措置（督促状の発行）を行います。それでも納入されない場合は、土地改良法第39条の規定により理事会で議決された組合員に対して、財産を差し押さえる滞納処分を行うことになります。

Q3 賦課金通知書がいくつも届きますがなぜですか？

A 地元の土地改良区からも賦課金通知書が発行されます。用水は、頭首工から幹線水路、支線水路など多くの施設を経由して農地に配水しています。頭首工や幹線水路等は宮川用土地改良区が、支線水路等は地元の土地改良区が維持管理を行っており、それぞれ必要経費を徴収しています。

Q4 土地を貸付しており、賦課を耕作者へ変更できませんか？

A 所有者、耕作者どちらの方でも組合員資格を取得された場合は、農地得喪通知書を土地改良区へ届出頂く事で、変更できます。
くわしくは、P8の「こんな時は必ず届出をお願いします」をご覧ください。

令和5年度 収支決算書

(令和6年9月26日 第63回臨時総代会承認)

一 般 会 計

(単位 円)

収 入		支 出	
科 目(款)	決 算 額	科 目(款)	決 算 額
1. 土 地 改 良 事 業 収 入	288,734,070	1. 土 地 改 良 事 業 費 支 出	200,178,043
2. 附 帯 事 業 収 入	2,332,197	2. 一 般 管 理 費 支 出	93,053,466
3. 基 本 財 産 運 用 収 入	185,999	3. 土 地 改 良 事 業 負 担 金 支 出	48,936,190
4. 特 定 資 産 運 用 収 入	1,182,255	4. 借 入 金 返 済 支 出	112,417,572
5. 補 助 金 等 収 入	47,998,500	5. 固 定 資 産 取 得 支 出	2,676,525
6. 交 付 金 収 入	18,900,000	6. 基 本 財 産 積 立 支 出	20,191,003
7. 業 務 受 託 料 収 入	12,200,000	7. 特 定 資 産 積 立 支 出	55,334,406
8. 雑 収 入	8,421,594	8. 予 備 費	0
9. 借 入 金 収 入	36,214,000		
10. 基 本 財 産 取 崩 収 入	4,600,000		
11. 特 定 資 産 取 崩 収 入	32,579,900		
12. 固 定 資 産 売 却 収 入	0		
13. 他 会 計 繰 入 金	52,694,700		
14. 繰 越 金	89,110,767		
合 計	595,153,982	合 計	532,787,205
差引残高 62,366,777円 (次年度へ繰越)			

発電事業特別会計

(単位 円)

収 入		支 出	
科 目(款)	決 算 額	科 目(款)	決 算 額
1. 発 電 事 業 収 入	76,034,587	1. 発 電 事 業 費	5,136,494
2. 雑 収 入	58,131	2. 他 会 計 繰 出 額	52,694,700
3. 固 定 資 産 売 却 収 入	300,000	3. 特 定 資 産 積 立 支 出	15,021,324
4. 繰 越 金	14,218,392	4. 固 定 資 産 取 得 支 出	737,000
		5. 予 備 費	0
合 計	90,611,110	合 計	73,589,518
差引残高 17,021,592円 (次年度へ繰越)			

財 産 目 録 (令和6年3月31日調整)

(資産の部)

1. 流 動 資 産 281,499,502円
2. 固 定 資 産 5,049,821,829円

合 計 5,331,321,331円

(負債の部)

1. 流 動 負 債 207,024,650円
2. 固 定 負 債 937,300,059円

(正味財産の部)

1. 正 味 財 産 4,186,996,622円

合 計 5,331,321,331円

令和7年度 収支予算書

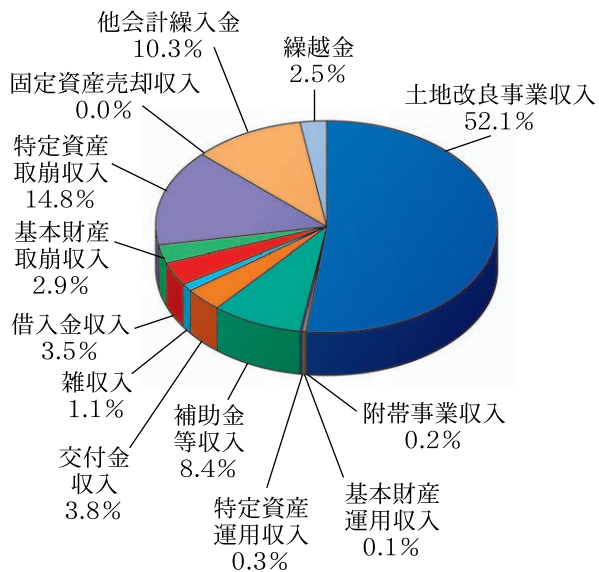
(令和7年3月27日 第69回通常総代会議決)

一般会計

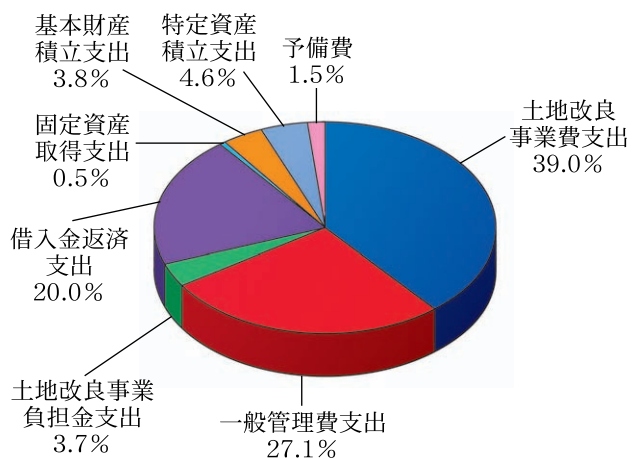
(単位 円)

収 入		支 出	
科 目(款)	予 算 額	科 目(款)	予 算 額
1. 土地改良事業収入	284,479,000	1. 土地改良事業費支出	212,647,000
2. 附帯事業収入	1,279,000	2. 一般管理費支出	147,953,000
3. 基本財産運用収入	547,000	3. 土地改良事業負担金支出	20,004,000
4. 特定資産運用収入	1,584,000	4. 借入金返済支出	108,978,000
5. 補助金等収入	45,834,000	5. 固定資産取得支出	2,850,000
6. 交付金収入	20,700,000	6. 基本財産積立支出	20,551,000
7. 雑収入	5,746,000	7. 特定資産積立支出	24,893,000
8. 借入金収入	18,980,000	8. 予備費	8,000,000
9. 基本財産取崩収入	16,010,000		
10. 特定資産取崩収入	81,000,000		
11. 固定資産売却収入	12,000		
12. 他会計繰入金	55,979,000		
13. 繰越金	13,726,000		
合 計	545,876,000	合 計	545,876,000

一般会計収入



一般会計支出



発電事業特別会計

(単位 円)

収 入		支 出	
科 目(款)	予 算 額	科 目(款)	予 算 額
1. 発電事業収入	70,000,000	1. 発電事業費	39,450,000
2. 雑収入	100,000	2. 他会計繰出額	55,979,000
3. 固定資産売却収入	100,000	3. 特定資産積立支出	15,173,000
4. 特定資産運用収入	171,000	4. 固定資産取得支出	100,000
5. 特定資産取崩収入	30,000,000	5. 予備費	1,669,000
6. 繰越金	12,000,000		
合 計	112,371,000	合 計	112,371,000

こんな時は必ず届出をお願いします

組合員の資格等の変更があった場合

相続・贈与・経営移譲等

農地の売買・交換・貸借等があった場合

住所の変更をする場合

農地得喪通知書を提出して下さい

土地改良区の台帳は他の公共機関(法務局・農業委員会等)で手続きを行っても直接、農地得喪通知書による届出をいただきますと更新できません。届出がないと**賦課金は従来の組合員に賦課されます**ので、ご注意ください。

届出が必要

記入例

宮川用水土地改良区地区内農地得喪通知書

下記により資格が得喪したから、土地改良法第43条第1項により通知します。
令和〇〇年〇〇月〇〇日

名称	事項	住所	氏名	印	生年月日
現資格者	伊勢市河崎1丁目11番8号 〒516-0009 Tel: 0596(28)6177	宮川 太郎	男・女	宮川	昭和〇〇年〇〇月〇〇日
新資格者	多気郡大台町栗生159番 〒519-2428 Tel: 0598(83)2041	栗生 花子	男・女	栗生	昭和〇〇年〇〇月〇〇日

〔宛先〕宮川用水土地改良区理事長

1. 地区内農地得喪の対象たる土地、原因及び時期

☒ 現資格者が資格を有する土地全部
 原因【 死亡・相続・経営移譲等 】
 時期【 令和〇〇年〇〇月 】
☐ 下記のとおり

現資格者のすべてを引継ぐ場合は、
✓を入れ、原因および時期をお書き下さい。

現資格者の土地の一部を取得される場合は、
✓を入れ、下段へ対象の土地および
必要事項をお書き下さい。

※いずれかを
選択して下さい。

市 町	大 字	小 字	地 番	地 目		地 積 及 面 積		原 因	時 期	摘 要
				台 帳	現 況	台 帳	移 動			
明和町	池村	惣田	1738-2	田	田	1,000	1,000	相続	令和〇〇年〇〇月	
※2筆以上ある場合は続けて記入して下さい。								原因は死亡 売買・相続等		

※ご注意下さい 滞納賦課金は新しい組合員が負担

売買や相続等で土地を取得される場合、土地改良法第42条第1項の規定により、新しい組合員が権利義務を継承することから、対象となる土地に滞納賦課金がある場合は継承することになりますので、売買契約等をする場合は、ご注意下さい。

農地を転用する場合

宅地・店舗等へ転用する場合

公共用地（道路・河川・公園等）へ転用・寄付する場合

「農地転用等の通知書」等を提出し地区除外の手続きを行って下さい

地区除外には、決済金の納付が必要です。

決済金とは？

令和7年度 決済金額 **265円/m²**

残存農地を所有（耕作）する組合員が加重負担にならないように土地改良法第42条第2項および地区除外等処理規程により、事業負担金・施設の維持管理費等を一時払いをもって決済していただくものです。

※令和6年4月1日より赤アンダーライン部の様式が変更されております。

(第1号様式)

記入例 農地転用等の通知書等

このたび下記の土地についての農地法第5条第1項第1号の規定による^{許可の申請}届出に当たり、地区除外等処理規程第2条の規定に基づきあらかじめ通知します。
なお、同規程第3条各号に掲げる申入事項等については別途協議し、同規程第6条の決済金については所定の方法によりこれを納付することを条件に地区除外を申請します。

〇〇年〇〇月〇〇日

住所 伊勢市河崎1丁目11番8号
転用組合員 氏名 宮川 太郎 (宮川)
住所 多気郡大台町栗生159
転用関係者 氏名 栗生 花子 (栗生)
住所 伊勢市河崎1丁目11番8号
決済者 氏名 宮川 太郎 (宮川)

宮川用水土地改良区
理事長 奥山 伊助 殿

1 土地 市 明和 町 大字 池村

字 名	地 番	地 目	台 帳 積 算	転 用 目 的	備 考
惣田	1738-2	田	1,000 m ²	1,000 m ²	住宅建築
			以下	余 白	

2 公 園 写

3 位 置 図

4 農業委員会（県知事）に 転用許可申請書 を提出しようとする日

転 用 届 出 書

(注) 転用に係る土地が所有権以外の権原に基づき耕作又は養蚕の業務に供されている場合にあっては、当該土地の所有者も転用関係者として記名すること。

(第1号様式の添付書類)

記入例 誓 約 書

〇〇年〇〇月〇〇日で申請した貴土地改良区区域内 明和町 1738-2 番地外 一 筆（総数 1,000 m²）の農地転用に關し、農地法第5条の許可を受けるに当たっては、下記事項を遵守することを誓約いたします。

〇〇年〇〇月〇〇日

住所 伊勢市河崎1丁目11番8号
転用組合員 氏名 宮川 太郎 (宮川)
住所 多気郡大台町栗生159
転用関係者 氏名 栗生 花子 (栗生)
住所 伊勢市河崎1丁目11番8号
決済者 氏名 宮川 太郎 (宮川)

宮川用水土地改良区
理事長 奥山 伊助 殿

記

- 宮川用水土地改良区地区除外等処理規程第6条による決済金は、貴土地改良区の指示される期限内に納入します。
- 農地転用に起因し、国費、県費等の補助金返還を命ぜられたときは、当該地に相当する額につき決済義務者において納付するとともに、貴土地改良区の事業計画に変更を生ずる場合は、原因者においてその増加費用額を納付します。
- 当該土地が、符案、宮川用水事業に影響を及ぼすと認められる場合には、全面的に協力します。
- 転用農地内に現存する農業用施設を毀損したときは損害補償の責に任じます。
- 転用農地内に現存する農業用施設の維持管理を苦さないための工事を施行します。
- 宮川用水路に対し、排水を流出すること、並びに汚物を投棄することは致しません。
- この誓約に違反した場合は、如何なる処置に対しても異議ありません。

農業用倉庫等、農業経営に必要な施設への転用についても、地区除外する場合は手続きを行って下さい。

各種申請書は、土地改良区にあります。下記の連絡先までご連絡下さい。
ホームページからもダウンロードできます。

お問合せは 賦課徴収係 TEL 0596-28-6157

国営関連県営事業の状況

伊勢農林水産事務所 宮川用水室

※平成23年度に国の事業名が変更されていますが、旧事業名を用いています。

1. 県営かんがい排水事業 宮川1工区地区

内容：西外城田原線、西外城田土羽線、多気線、相可線、土羽1号線、土羽2号線のパイプライン更新工事

工期：H21～R6（予定）受益面積 430.2ha

関係市町：玉城町、多気町

(単位：千円,%,m)

	全 体	R5年度まで	R6年度	R7年度以降
事業費	3,706,300	3,400,500	89,220	216,580
進捗率(%)		91.7	94.2	
用水路(m)	16,069	16,069	1式	1式

2. 農業水利施設保全合理化事業 宮川左岸地区

内容：県営城田線・城田1号線・城田2号線・城田2号支線・栗野支線・下外城田線及び末端用水路の
パイプライン更新工事

工期：H26～R8（予定）受益面積 675.3ha

関係市町：伊勢市、玉城町

(単位：千円,%,m)

	全 体	R5年度まで	R6年度	R7年度以降
事業費	6,002,900	4,367,000	720,000	915,900
進捗率(%)		72.7	84.7	
幹線用水路(m)	15,795	11,700	1,712	4,095
支線用水路(m)	37,880	23,646	3,351	10,883



土地改良区事業の状況

老朽化した用水施設の補修工事を行っています。

1. 土地改良施設維持管理適正化事業

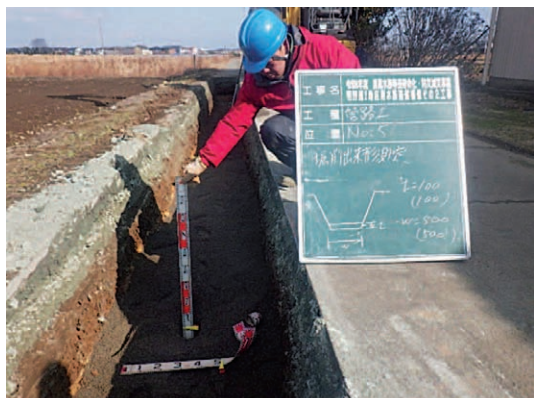
44期生 上第3揚水機場 (伊勢市地内)
 45期生 原統合揚水機場 (玉城町地内)
 45期生 明野支線水路 (伊勢市地内)
 46期生 国営1号幹線水路 (伊勢市・明和町地内)
 47期生 村松D揚水機場 (伊勢市地内)

電動機・配管類等の更新
 電気設備等の更新
 水位計等の更新
 制水弁の更新
 水中ポンプ・弁類等の更新



2. 農業水路等長寿命化・防災減災事業

明野第2地区 明野第2地区用水路 (伊勢市地内) 用水路の更新
 有田大場地区 有田大場地区用水路 (伊勢市地内) 用水路の更新
 新導水路地区 新導水路水門設備 (玉城町地内) 水門設備の更新



令和6年9月1日 防災訓練を実施しました

自然災害（地震・津波等）により土地改良施設が被災した場合、被災場所や施設の特性により対応方法は様々です。「防災訓練を通して有事の際に備えます。」

① 図上訓練

発災時には、初動対応をスムーズに行うことで被害軽減や早期復旧にも繋がります。対応方法について図上訓練を行いました。

◎連絡体制確認



◎被害状況確認



◎対応方法確認



(図上訓練状況)

② 実地訓練

発災時には、各班ごとに現地参集を行い、各施設の緊急操作を行う必要があります。施設の操作方法について実地訓練を行いました。

◎参集場所確認



◎施設状況確認



◎操作方法確認



(実地訓練状況)

宮川用水土地改良区配水計画

近年、担い手の集積に伴い、耕作者の水需要の多様化が見られます。これらの水需要形態に対応するため、利水調整規程に基づき配分調整ルールを定めました。

(1) 粟生頭首工における取水量及び取水期間

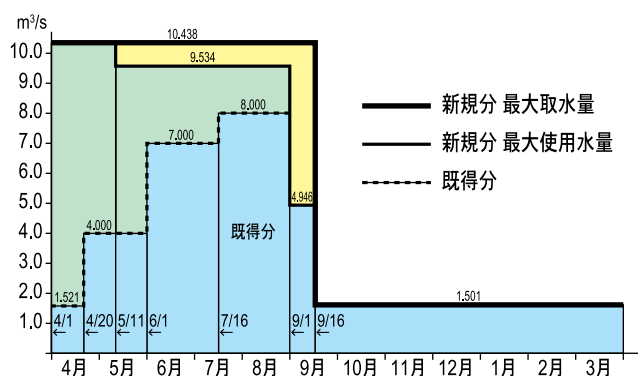
最大取水量及び最大使用水量等は次のとおりとする。

1) 最大取水量

期 間	最大取水量
4月 1日から9月15日まで	10.438m³/s
9月16日から3月31日まで	1.501m³/s

2) 最大使用水量

期 間	最大取水量
4月 1日から5月10日まで	10.438m³/s
5月11日から8月31日まで	9.534m³/s
9月 1日から9月15日まで	4.946m³/s
9月16日から3月31日まで	1.501m³/s



3) 年間総取水量 85,122,000m³

(2) かんがい期間

1) 夏期かんがい期 ●4月1日から9月15日まで

(通水準備期間:4月1日から4月10日) 本通水期間は、4月11日から9月15日まで

2) 冬期かんがい期 ●9月16日から3月31日まで

令和6年渇水対応状況

第1次非常かんばつ体制



7月に入り梅雨明け後、出穂期を迎える中で、例年になく連日の猛暑に伴う地区内消費水量の増加や、少雨による宮川河川自流の減少により粟生頭首工での安定した取水確保が困難となりました。このため7月31日に第1次非常かんばつ体制を発令し、宮川ダムかんがい放流の実施、並びに斎宮調整池貯留水の利用、さらには地区内既存水源（ため池・河川・地下水）を有効活用しながら渇水対応に当たりました。宮川用水管内全体の需要量と供給量のバランスを図り、また、組合員の皆様のご理解とご協力のもと、令和6年通水を終えることができました。

第1次非常かんばつ体制発令(第1次節水:7月31日~8月26日)

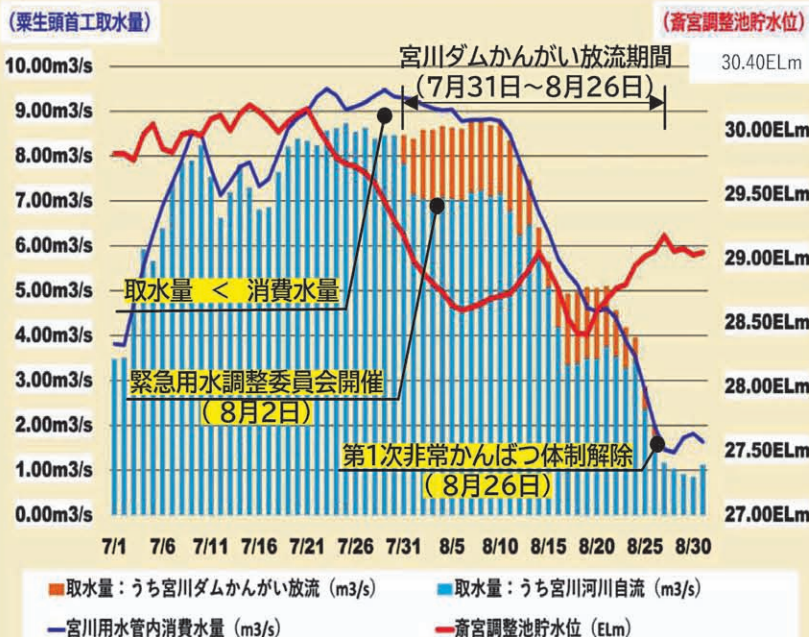
緊急用水調整委員会開催(8月2日)

梅雨明けから8月下旬にかけて
まとまった降雨なし



●通水状況●

～ 渇水対応(7月・8月) ～



レベル2

緊急用水調整
委員会開催
(8月2日時点)

第1次非常
かんばつ体制解除
(8月26日時点)

●斎宮調整池貯水位:	28.89ELm	29.06ELm
●宮川用水消費水量:	9.15m³/s	2.00m³/s
○粟生頭首工取水量:	8.59m³/s	1.98m³/s
○取水量内訳:	(ダム放流:1.54m³/s + 河川自流:7.05m³/s)	

猛暑・少雨

宮川用水管内の消費水量が増加
必要取水量の確保が困難
需要と供給のバランスが崩れる
斎宮調整池の貯水位が急降下
渇水対応及び宮川ダム放流を実施

宮川ダムかんがい放流 権利水 7,500千m³ の内 2,868千m³ を利用

ショートメールサービスの登録について（ご案内）

郵便や電話に加え、新たな連絡手段として、携帯電話やスマートフォンに直接メッセージを送信する、ショートメールサービスによる連絡を開始します。

宮川用水の情報を早く知りたい



（ショートメールサービス）

SMS利用には登録が必要です

- ☑ 二次元コードからアクセス
- ☑ 簡単な質問への回答
- ☑ 携帯電話番号を入力

渇水！

対応

漏水！

対応

断水！

対応

（受信料はかかりません）

etc.

携帯電話の契約先により通知番号が異なります

通知画面



NTTドコモ、au、楽天モバイルの場合

【0596-28-6155】

（宮川用水管理課の電話番号）

ソフトバンクの場合

【247296】

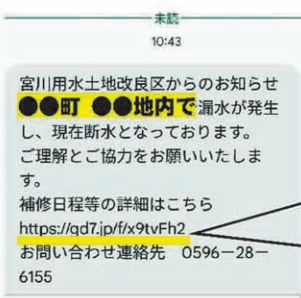
（共用コード）

【通知番号が異なります】

宮川用水管理課の電話番号や
共有コードで通知されます。

詳細な情報がPDF文書や画像などで確認できます

詳細画面



本文中のURLをクリック



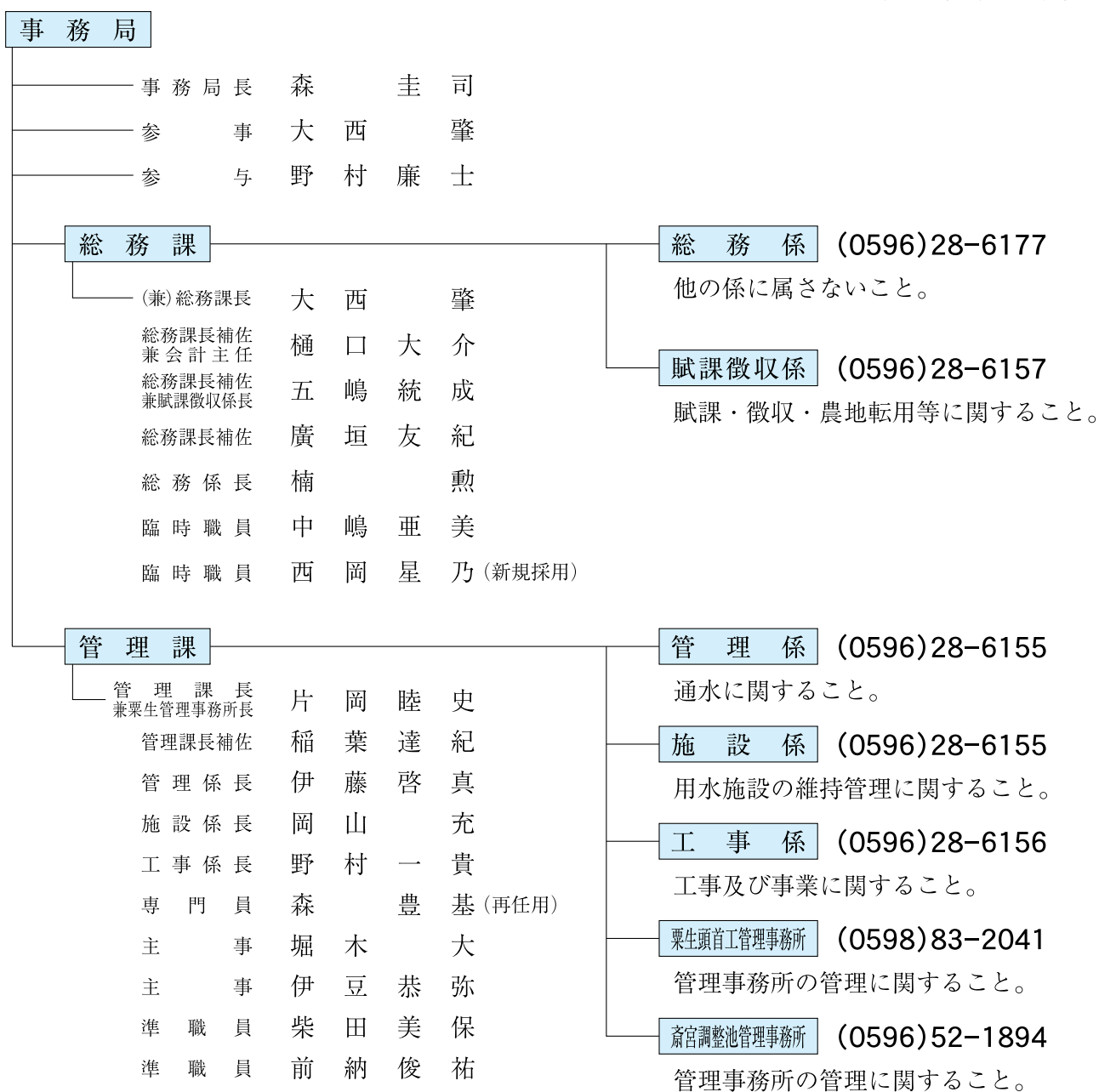
【詐欺にご注意ください】

宮川用土地改良区では
SMSを通じて銀行口座への
振り込みやATMへの誘導、現金や通帳等を預けるよう指示
することはありません。

※内容は一例です。登録の際に市町単位で対象地域を選択していただきます。
細かな地域を設定することはできませんので、関係する地区とは異なる地区の情報が通知される場合があります。
※受信したSMSに返信することはできません。
※携帯端末がフィーチャーフォン（ガラケー）の場合、文字数によって分割して送信される場合があります。

宮川用水土地改良区 事務局の体制

令和7年4月1日現在



中央管理事務所 (伊勢市河崎1丁目11番8号)

☆通水に関すること	: 管 理 係	TEL 0596 28-6155
☆用水施設の維持管理に関すること	: 施 設 係	28-6155
☆工事及び事業に関すること	: 工 事 係	28-6156
☆賦課・徴収・農地転用等に関すること	: 賦課徴収係	28-6157
☆その他上記係に属さないこと	: 総 務 係	28-6177

FAX 0596 28-9083

※漏水等の緊急連絡: 0596-28-6155

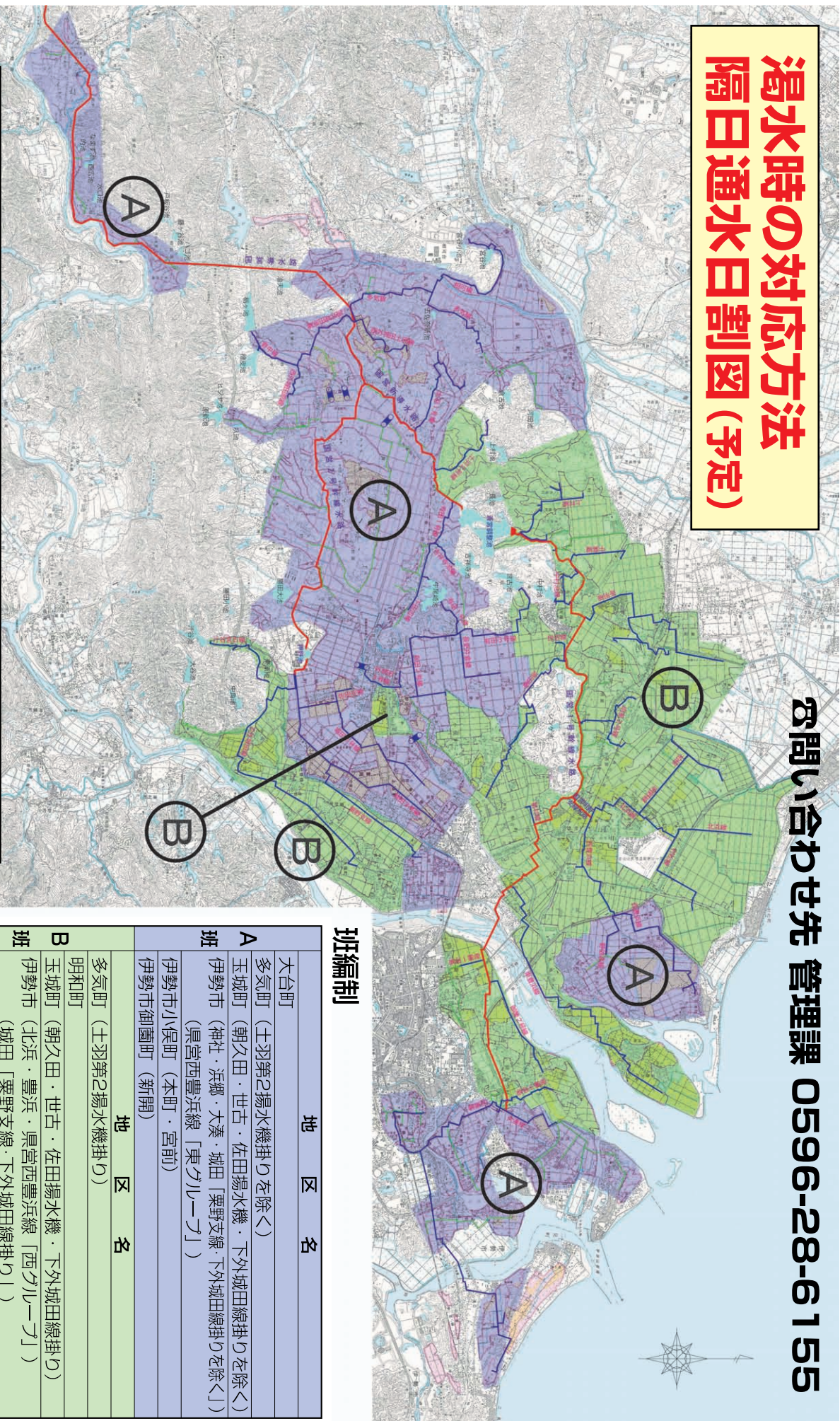
(斎宮調整池管理事務所へ転送されることがありますのでご了承下さい。)

栗生頭首工管理事務所 TEL 0598-83-2041 FAX 0598-83-2017

斎宮調整池管理事務所 TEL 0596-52-1894 FAX 0596-63-8324

渇水時の対応方法 隔日通水日割図(予定)

お問い合わせ先 管理課 0596-28-6155



- (翌日)
- ▶ 通水時間 午後0:00頃から 午前9:00頃まで
 - ▶ 切替時間 午前9:00頃から 午後0:00頃まで

班編制

地 区 名	地 区 名
大台町	
多気町 (土羽第2揚水機掛りを除く)	
A 玉城町 (朝久田・世古・佐田揚水機・下外城田線掛りを除く)	
伊勢市 (神社・浜郷・大湊・城田「栗野支線・下外城田線掛りを除く」)	
(県営西豊浜線「東グループ」)	
伊勢市小俣町 (本町・宮前)	
伊勢市御園町 (新開)	
地 区 名	
多気町 (土羽第2揚水機掛り)	
明和町	
B 玉城町 (朝久田・世古・佐田揚水機・下外城田線掛り)	
伊勢市 (北浜・豊浜・県営西豊浜線「西グループ」)	
(城田「栗野支線・下外城田線掛り」)	
伊勢市小俣町 (元町・相合・明野・湯田・新村)	
伊勢市御園町 (高向・長屋・王中島・上條・小林)	

○ 通 水 日
(水が流れる日)

	4・5月	6・7月	8月
A班	奇数日	偶数日	奇数日
B班	偶数日	奇数日	偶数日